



令和2年3月13日

東京消防庁認定通報事業者 認定証交付式の実施について

早期通報による住宅火災における高齢者等の死者低減と、より利用しやすい通報制度の確立を目的として、新たに東京消防庁認定通報事業者制度を創設しました。

利用者から民間事業者に入った緊急通報に対して、現場を確認する前に119番通報できるよう見直すとともに、都民の皆様が安心して利用できるよう、一定の基準を満たした事業者を「認定通報事業者」として認定し公表するものです。

この度、当庁では、令和2年4月1日から施行される代理通報事業者のうち、12事業者を「東京消防庁認定通報事業者」として認定したことから、認定証交付式を実施いたします。

※ 東京消防庁認定通報事業者等の概要については、別添えのとおり

1 実施日時

令和2年3月18日（水）10時00分から10時30分まで

2 実施場所

東京消防庁本部庁舎7階特別会議室
千代田区大手町一丁目3番5号

3 認定証受領事業者

別紙のとおり

4 認定証交付者

(1) 交付者

消防総監 安藤 俊雄（あんど う としお）

(2) 列席者

防災部長、予防部長、参事兼防災安全課長、参事兼予防課長、防火管理課長、防災部副参事

5 認定証交付式次第

時間	実施内容	備考
10時00分	開式	
10時01分	認定証交付 ○事業所火災代理通報（6社） ○住宅火災代理通報（1社） ○救急代理通報（5社）	消防総監から12社に交付
10時20分	消防総監式辞	
10時25分	代理通報事業者あいさつ	代表 セントラル警備保障
10時30分	閉式	

6 取材について

- (1) 交付式に伴う事前レクチャーは、9時20分から5階消防記者クラブで行います。
- (2) 取材にあたっては、自社腕章を着用するとともに、係員の指示に従ってください。庁舎内に入るときは身分証の提示を求められますので、持参してください。
- (3) 取材希望の方は、3月17日（火）17時00分までに東京消防庁広報課報道係まで電話でご連絡ください。
- (4) 庁舎内では係員の指示に従い、交付式会場以外での撮影及び指定場所への立ち入りはできません。
- (5) 庁舎内でのマスク着用及び手指消毒などの感染防止対策にご協力をお願いします。
- (6) 取材に伴う駐車場はありません。予めご了承ください。

問合せ先

〔 東京消防庁(代) 電話3212-2111 〕
〔 広報課報道係 内線2345~2350 〕

改正概要

火災予防条例第61条の2（改正）、第61条の2の2～第61条の2の8（新設）

- （既存制度）利用者からの承認手続き・事業者の登録制度を廃止
- 信号を受けた者が現場を確認することなく行う通報を「代理通報」、業として行う者を「代理通報事業者」として新たに規定
- 早期通報を確保するため、住宅火災の現場を確認することなく行う通報を認める。
- 代理通報事業者の適正な通報・駆け付けを確保するために認定制度を創設（受信する信号により3区分の認定）

認定制度

代理通報事業者に対して、一定の基準を設け、その基準を満たすものを当庁が認定することで、利用者及び都民の利便性、早期通報の確保を図るもの

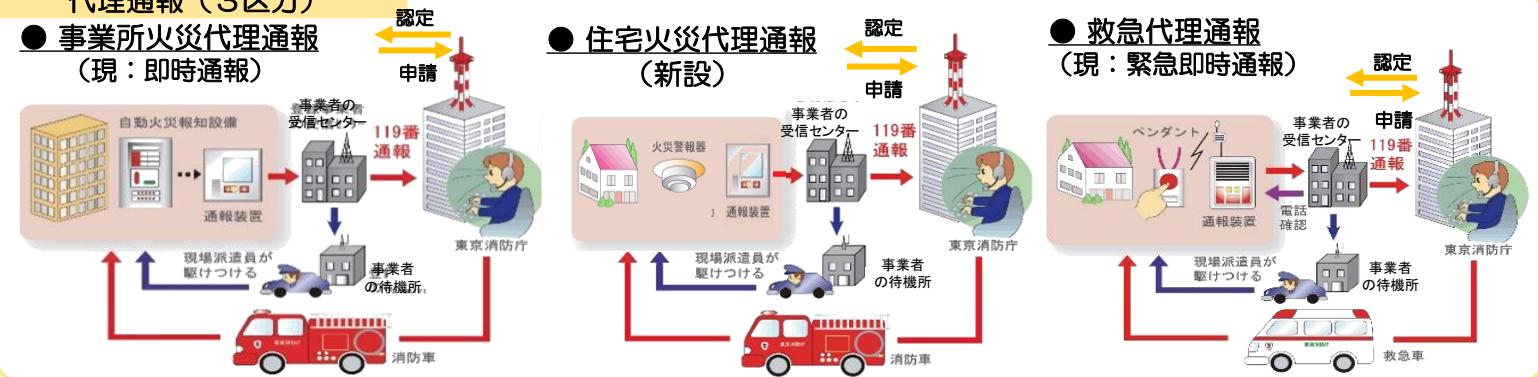


認定証（イメージ）

- 認定区分：
- 事業所火災代理通報
 - 住宅火災代理通報
 - 救急代理通報

代理通報（3区分）

- 事業所火災代理通報（現：即時通報）
- 住宅火災代理通報（新設）
- 救急代理通報（現：緊急即時通報）



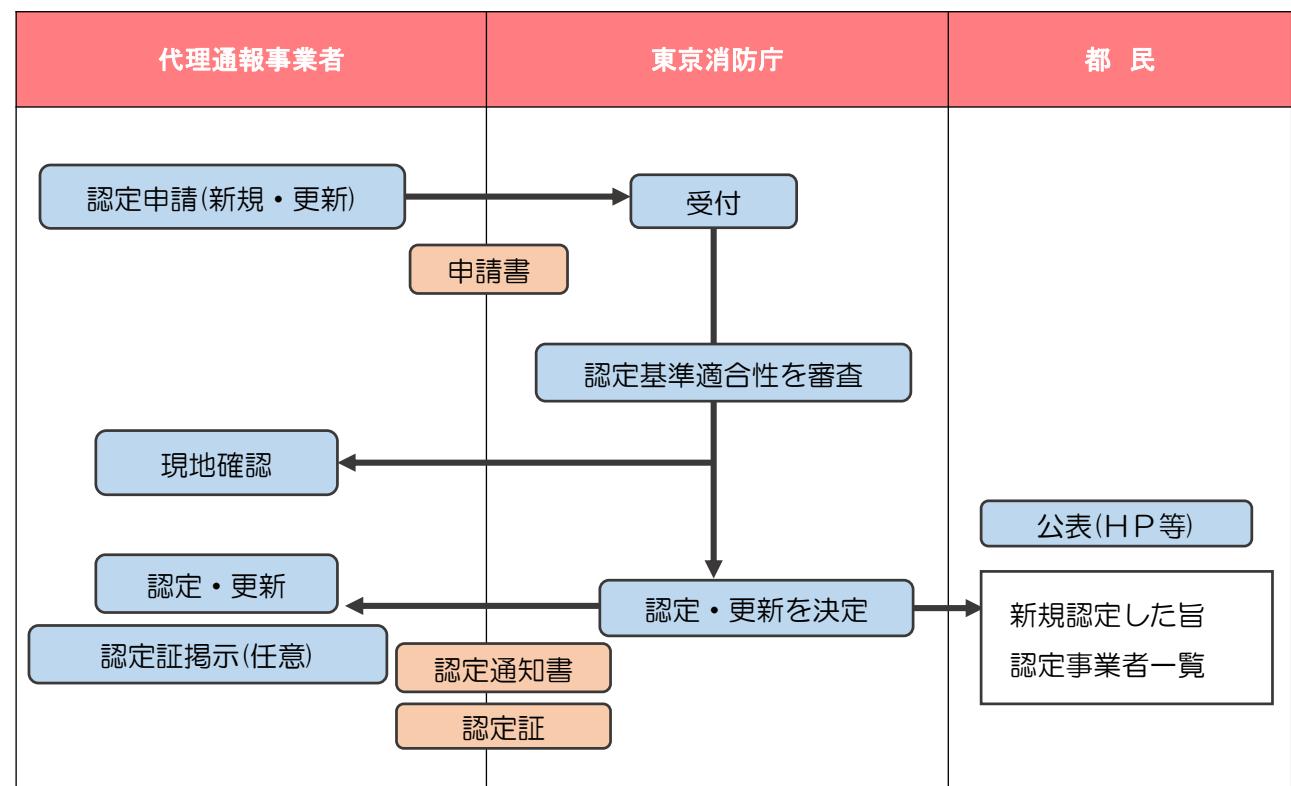
認定基準

項目	認定基準		
	事業所火災代理通報	住宅火災代理通報	救急代理通報
代理通報業務に従事する従業員の教育に関する事	防火管理に関する知識及び技能を有し、代理通報業務（代理通報後の現場の確認等の業務を含む。）の従事者に防火・防災教育を行う次のいずれかの者を1名以上指定し、組織的かつ計画的な防火・防災教育を実施していること。 1 自衛消防業務講習修了者等 2 防火管理技能講習修了者 3 教育担当者講習修了者		
現場派遣員に関する事	待機所（現場派遣員を日ごとに配置している待機所は、現場派遣員の配置を行う営業所）ごとに、次のいずれかの者を現場教育担当者として1名以上指定し、現場派遣員に現場に必要な活動に関する教育を組織的かつ計画的に実施していること。 1 自衛消防技術認定証保有者 2 自衛消防業務講習修了者等		現場派遣員は、東京消防庁が実施する現場派遣員講習を修了していること。
受信場所及び待機所の体制に関する事	受信場所及び待機所について、次に掲げる対応体制が確立されていること。 1 受信場所には、代理通報に係る信号を受信する者が常時待機し、当該信号を受信した者又は他の従業員が消防機関へ通報するとともに、待機所へ連絡すること。 2 待機所には、現場派遣員が待機していること。 3 消防機関への通報後30分以内に、現場派遣員が現場に到着できること。		
機器の維持管理に関する事	遠隔通報装置、受信用装置、連絡用機器等の一連の機器が適正に設置され、維持管理されていること		
防火対象物の関係者への周知に関する事	防火対象物の異状の有無を確認するために消防隊が必要な限度で行う破壊について、代理通報に係る防火対象物又はその部分の権原を有する関係者に周知させていること。		

認定の取消基準

- 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
- 認定基準に適合しないことが判明したとき。
- 正当な理由なく、消防職員が事業所等に立ち入り、業務内容に関し行う調査を拒み、又は虚偽の報告をしたとき。
- 故意又は重大な過失により、代理通報業務中に重大な事故を発生させたとき。
- 代理通報の業務に関し、犯罪行為その他社会通念上東京消防庁認定通報事業者としてふさわしくない行為をしたとき。

認定に係る手続き等の流れ



遵守事項

- 迅速かつ適正な通報を行うこと。
- 現場派遣員は、遅滞なく現場に到着すること。
- 消防隊等へ情報提供及び関係者への連絡を適正に行うこと。
- 消防隊等の引揚げ又は医療機関への搬送開始後の現場の管理を適正に行うこと。
- 機器の不具合による信号に基づき通報がなされた場合その他特異な事案があった場合で、消防総監から求められたときに報告をすること。

別紙

	事業者名	認定区分		
		事業所火災	住宅火災	救急
1	セントラル警備保障(株)	●	○	○
2	セコム(株)	●	○	○
3	総合警備保障(株)	●	○	○
4	協和警備保障(株)	●	○	×
5	(株)全日警	●	○	×
6	(株)セノン	●	×	×
7	ホームネット(株)	×	●	○
8	ALSOKあんしんケアサポート(株)	×	×	●
9	国際セーフティ(株)	×	×	●
10	上陽テクノ(株)	×	×	●
11	東京警備保障(株)	×	×	●
12	富士通ソーシャルライフシステムズ(株)	×	×	●
合計		6	6	9

※ ●印＝事業者が総監から交付を受ける認定証

申請事業者数	12件	【内訳】	事業所&住宅火災&救急	3件
			事業所&住宅火災	2件
			事業所のみ	1件
			住宅&救急	1件
			救急のみ	5件